

武雄市長選挙及び武雄市議会議員選挙

期日

両選挙とも

告示日
平成26年3月30日(日)
投票及び開票日
平成26年4月6日(日)

定数

【市議会議員選挙の定数】

今回の選挙より
定数が
24人となります。

届出 受付

【立候補届出受付】
両選挙とも

期日
平成26年3月30日(日)
8:30~17:00
会場
武雄市役所3階会議室

【投票日の投票時間】

全36投票区の投票所において、

投票時間 7:00~18:00

【期日前投票】

投票日(4/6)に仕事や旅行などで投票にいけない人は、前もって期日前投票をすることができます。

期間 3月31日(月)~4月5日(土)

時間 8:30~20:00

場所 武雄市役所(1階会議室)
山内公民館(多目的ホール)
北方支所(1階玄関ホール)

※期日前投票の期間及び投票日の日程については予定

【郵便等投票について】

投票にあたっては、身体障がい者・戦傷病者・要介護者で一定の基準に該当する人は自宅などで郵便等による投票ができます。

この制度によって投票をするには、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けておくことが必要です。

郵便等投票証明書は本人の申請により該当する人に交付されますが、申請から交付までの手続きには時間がかかる場合がありますので、早めに申請していただきますようお願いします。

※本人が自書できない場合は、代理人による記載ができますが、あらかじめ届け出ることが必要です。

※郵便等投票証明書の有効期間は、7年です。
(要介護5の人は、要介護認定の有効期間の末日まで)

選挙運動とは?

例えば、「〇〇選挙に出るAさんに一票を入れてください。」などのように、①特定の選挙において、②特定の候補者の当選を得るために、③選挙人に投票依頼を働きかける行為を選挙運動といえます。これらは、選挙運動の三要素といわれています。

選挙運動はいつからできる?

立候補届出(選挙期日の告示日)をしてから投票日の前日までの間に選挙運動ができます。

立候補届出より前に選挙運動することを事前運動と言いますが、事前運動は法律で禁止されています。

候補者への激励は?

何人も選挙に関し飲食物の提供はできないとされており、陣中見舞で候補者へ飲食物を提供することはできません。

なお、政治資金として現金による候補者への寄付は可能です。

寄付の禁止とは?

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ること、また有権者が政治家に寄付を求めることは、法律で禁止されています。寄付禁止のルールを守って明るい選挙を実現させましょう。

お問い合わせ
選挙管理委員会事務局
☎ 0954-23-9211